

消防フェスティバル委託業務 仕様書

1 業務名

消防フェスティバル委託業務

2 業務目的

愛知県の消防団員数が年々減少している中で、消防団員やその家族が多数集まる「消防操法大会」の会場内において、「消防フェスティバル」を同時開催し、楽しく消防団について学べる各種体験ブース、消防団啓発ブース、飲食ブース等を設置することで、消防操法大会の関係者のみならず、多くの県民の皆様が消防団について楽しく学べるイベントを実施する。

3 行事の概要

(1) 主催

愛知県

(2) 行事名

消防フェスティバル

(3) 日時

令和7年8月9日（土）午前9時から午後3時まで

※予備日 令和7年8月10日（日）

(4) 会場

柳川瀬公園野球場（豊田市畝部東町稲荷 23）

(5) 行事の内容

ア ステージイベント

イ 消防団 PR ブース

ウ 消防体験ブース

エ 車両展示

オ キッチンカー

カ その他企画等

※スケジュールは別紙「第70回愛知県消防操法大会・消防フェスティバルスケジュール」を参照すること。

4 業務内容

(1) イベントコンセプト、スケジュールの適正管理及びマニュアルの作成

イベント企画にあたり、業務目的を正しく理解し、イベントのターゲット層やその狙いなど、消防団について楽しく学べるイベントコンセプトを明らかにし、消防操法大会の会場を含め、来場者が会場全体を周遊し、消防団の活動・重要性等を強く PR できる企画を提案すること。

また、業務を円滑に実施するため、適切にスケジュール管理し、かつ業務の円滑な実施に向けて必要な情報を収集し、関係者間で打合せ等を行った上で、委託者及び同業務の運営に係るスタッフ資料（運営マニュアル）や、出展者等向けのマニュアル等を作成すること。なお、本資料への記載が必要と考えられる内容は次のとおり。

ア 基本事項

- ・実施計画
- ・開催概要
- ・会場図（全体図及び構成図）
- ・ブース一覧
- ・開催スケジュール
- ・出展者等一覧
- ・連絡先一覧 等

イ 運営詳細

- ・全体組織図
- ・出展者マニュアル
- ・委託者向け運営マニュアル
- ・搬入計画（搬入動線入）等
- ・その他開催中に有効な資料・情報

なお、イベント全体の実施計画、会場図、開催スケジュール、運営マニュアル及び出展者マニュアル等に従って、イベント終了までの進行管理を適正に行うこと。

（２）ステージイベント企画の提案

ア ステージイベントについては、県民の皆様や操法大会関係者の来場を促す企画を提案すること。なお、ステージイベントのタイムスケジュールの中に、別紙「消防フェスティバル開催における留意事項」に示す消防団（２団体）の出演時間（計２０分程度）を設けること。

イ 操法大会出場者についても、フェスティバル会場に随時、移動を促す企画を提案すること。

ウ ステージイベントに使用するために、演台等を設置し、来場者が着席するための椅子を用意すること。

エ ステージに利用できる音響設備を整備すること。

オ ステージイベント出演者が待機するための控室及び更衣室となる場所をステージ裏付近に企画内容に適した数を設けること。なお、企画内容により、控室と更衣室を兼ねてもよい。

カ ステージイベントについては、県と協議の上、イベント等への出演料、交通費やメイク・衣装代等の実費を負担すること。

キ 行事全体に統括する責任者を１名定めること。

ク 運営スタッフとは別に、ステージ及び各イベントの進行や防災へり、各種体験ブースの紹介などにあたる司会者を用意すること。ただし、県が調整する４（３）の消防団 PR ブースは除く。

（３）消防団 PR ブースの設置

来場者が消防団について学べるパネル・動画等を県が関係団体と調整の上、展示予定（９ブース程度）であるため、展示場所等について、県と調整の上、決定すること。

また、各ブースに必要なテント、イス、パネルボード等を設置すること。

（４）消防体験ブースの設置

来場者が消防活動を実際に体験し、活動内容を理解してもらうため、以下の体験４ブースの設置を考慮の上、会場レイアウト等を作成すること。

- ・煙道体験ブース
- ・消火体験ブース
- ・その他、2ブース（調整中）

資機材は、各消防本部で用意する。

(5) 車両の展示レイアウトの提案

はしご車、起震車の2台の車両を県が関係団体と調整の上、展示する予定。展示場所については、県及び公園管理者と調整の上、展示すること。

(6) その他企画の提案

ア 上記4(3)から(5)までの内容を考慮し、県民の皆様や操法大会関係者の来場を促す企画を実施すること。なお、来場者が操法大会会場を含め、会場全体を周遊できる範囲内で、かつ会場の留意事項を遵守した上で、企画すること。

イ 消防操法大会の実施場所の支障にならず、来場者が会場内をスムーズに移動でき、楽しめる会場レイアウトを企画すること。

(7) イベント会場の設営及び撤去

次に占める仕様を含め、会場の設営及び撤去を行うこと。

ア 会場の設営は、原則、前日の午前9時から午後5時までにを行うものとし、また、会場の撤去は、イベント終了後から翌日の午後5時までに、完了するものとする。ただし、県が必要と認めるときはこの限りではない。

イ 来場者の事故や怪我を防止するため、安全確保に十分配慮した会場構成とすること。

ウ 車両展示については、重車両を展示するため、カラーコーン及びコーンバー等を設置するなど、厳重な安全管理を徹底すること。

エ 各ブース等から発生するゴミに対応可能な数のゴミ箱を設置するとともに、環境美化に努めること。また、会場の設営及び撤去、開催期間中に発生したゴミについては、受託者において処理すること。

オ 会場の設営及び撤去にあたっては、時期や資機材搬入方法等について、県と十分に調整を図ること。

カ 本部、案内所として利用できるブースを設置すること。

キ ブース及び展示車両には、団体名等を記載して看板を設置すること。

ク ブースとして設置するテントの1張のサイズは1.5間×2間とし、県と調整した上で設置を決定するものとする。また、設置するテントにあっては、ウエイトで固定すること。天幕、側幕の色は白とする。ただし、テントのサイズについては、県と調整の上、別のサイズのものを設置することも可とする。

ケ 出展団体と調整の上、各ブースに、長机、椅子及び電源等を必要数用意すること。

(8) チラシ・ポスターの作成、広報手段・方法

ア 消防団の加入促進及び消防フェスティバルをPRする啓発チラシ及びポスターを作成し、県が別に指定する者へ送付すること。また、広報媒体、チラシ、ポスター等は以下のとおりとする。

(ア) チラシ（A4判、縦仕様、4C×2C再生コート若しくはコート紙73kg）1000枚

(イ) ポスター（A2判、縦仕様、4C×0C再生コート紙若しくはコート紙110kg）1,380枚

(ウ) デザインについては、県と協議の上、作成すること。

(エ) 納品、送付及び掲示に係る費用は、受託者において負担とすること。

- イ 県で予定してる次の広報以外の効果的な広報手段・方法を提案すること。
- ・作成したチラシ・ポスターを市町村、出展団体などへ配布
 - ・薬局やコンビニエンスストア等でポスター掲示
 - ・タウン誌や市町村の広報誌等への掲載
 - ・愛知県防災安全局情報 X 及びメール配信
 - ・民間連携業者を通じた配布 等
- (ア) チラシ、ポスターの完成版及び使用した素材の電子データ（イラストレーター（OS、バージョン、アプリケーション名を明記）、jpeg 及び pdf 形式）を収録したCD-R又はDVD-Rを県に提出すること。
- (イ) 制作したチラシ、ポスターのデータ等の著作権については、県に帰属するものとする。
- (9) シャトルバスの運行及び会場内交通整理
- ア シャトルバスの運行経路は、三菱自動車岡崎製作所（岡崎市橋目町字中親切1番地）から三河上郷駅（豊田市上郷町五丁目18番地1）を経由する会場までの間とし、当日の運行管理を行う。また、会場内駐車場の交通整理などの業務を県と協議の上、行うこと。
- イ シャトルバスの運行及び会場内交通整理に係る警備員を受託者において手配し、配備すること。
- (10) 消防団啓発グッズの作成
- ア 来場者に配布する消防団啓発グッズを作成すること。
- イ 消防団啓発グッズの数量及びデザインについては、県と協議の上、作成すること。
- ウ 消防団啓発グッズの作成及び納品等に係る費用は受託者において負担すること。
- (11) キッチンカーの手配及び調整
- ア 会場の許可申請等を受託者が実施し、キッチンカーを手配し調整を実施すること。
- イ キッチンカーには、会場使用に関する留意事項を遵守させること。
- ウ キッチンカー等から発生するゴミに対応可能な数のゴミ箱を設置するとともに、環境美化に努めること。
- エ キッチンカーの手配については、西三河地域※の事業者等に積極的に出店依頼をするなど、地域振興が図られるものとする。なお、県からも地元商工会に出店依頼を行うので、出店業者については、県と調整の上、決定すること。
- ※岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町
- オ 午前10時から、営業が開始できるよう準備等を行うこと。
- (12) 熱中症対策
- ア 来場者が熱中症にならないよう、県と協議の上、十分な熱中症対策を行うこと。
- イ 体調不良者が出た場合に、適切に対応できるよう看護師を配置すること。
- (13) 留意事項
- 別紙「消防フェスティバル開催における留意事項」を参照の上、イベント内容を企画すること。

5 雨天時の対応について

- (1) ステージ企画については、雨天においても実施できるよう適切な対応を施すこと。その他、可能な限り雨天時の対策を図ること。

- (2) 雨天時においても本事業の趣旨が十分反映される効果的なイベントとなるようなプランを提案すること。
- (3) 晴天時のプランとするか、雨天時のプランとするかは、会場設営の段階で、受諾者と協議の上、県が決定する

6 イベントの使用中止について

当日の午前4時30分の時点で、以下のいずれかに該当する場合は、イベントを中止する。

- (1) 県内の一部又は全域に大雨、洪水、暴風、高潮における警報又は大雨、暴風、高潮、波浪における特別警報、「伊勢・三河湾」又は「愛知県外海」における津波警報又は特別警報（大津波警報）のいずれかが発表され、かつ、県内の一部又は全域に相当規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合。
- (2) 県内で震度5弱以上又は豊田市で震度4以上の地震が発生し、かつ、県内の一部又は全域に相当規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合。
- (4) 極度のグラウンド不良により、操法大会の実施が不可能と県が判断した場合。

7 追加提案企画

本仕様書で示す内容以外に、受託者が委託料の範囲内で独自に企画を提案した場合は、その遂行に責任を持って対応するものとする。なお、追加提案をする企画は、本事業の趣旨に沿う効果的なものとし、詳細については、企画提案のあったものを基に愛知県と協議の上、決定する。

8 完了検査

受託者は全ての業務完了後、チラシ及びポスターの送付先一覧、愛知県消防フェスティバルの実施状況を撮影した現場写真を添付した別紙「業務完了届」を提出し、検査を受けるものとする。

検査の結果、実施内容に不適切なものがあった場合、県は受託者に適切なものを制作させ、適切な方法で指定した日に再提出させることができる。

9 その他

- (1) この仕様書によりがたい細部項目については、その都度、県の指示を受けるものとする。
- (2) 県が必要と認める場合は、行事の内容を受託者と協議の上、変更することがある。
- (3) イベントの開催については、地域の環境へ配慮すること。
- (4) 個人情報を取り扱う場合は、法令を遵守し、特に細心の注意を払うこと。